

鎌ヶ谷市男女共同参画推進計画第2次実施計画進行管理表(一覧)

資料2

目標No	1	政策・方針決定過程への女性の参画の拡大							
施策の基本的方向		(1)	政策・方針決定過程への女性の参画の拡大						
具体的施策		ア	市の審議会等委員への女性の参画の推進						
事業No	事業等	所属所名	30年度の実績内容	30年度の実績内容	課題・調整事項等	事業実施度	男女共同参画の視点	令和元年度の実績内容	
1	女性委員比率目標(30%)の達成	行政室	「審議会等の設置及び運営に関する指針」に基づき、各種審議会等の担当課に周知を図る。また、引き続き、審議会等を新設する際(事前協議時)には、女性委員を登用するよう担当課へ個別に依頼する。	審議会等における女性委員の登用率の向上のため、平成30年7月5日付けで審議会等への女性委員の積極的な登用の推進を全庁的に通知した。審議会等の新設はなかった。 ※女性委員数 H29年28.0%、H30年26.5%	女性委員を増やすための機会の確保が少ないのが課題であるため、手段及び方法を検討していきたい。	B	1,6,9	「審議会等の設置及び運営に関する指針」に基づき、女性の積極的な委員登用の推進について、各審議会等の担当課に周知を図る。また、審議会等を新設する時(事前協議)や改選する時に女性委員を登用するよう担当課へ依頼する。	
		消防総務課	消防委員会委員の女性委員の積極的な登用を図る。また、会議中の保育ができることについて周知徹底を図る。	「男女共同参画の視点での保育活用指針」に基づき、保育をつけることができる旨、記載し周知徹底を図った。また、委員数は6名中2名が女性で構成率は33パーセントである。	現在、女性委員の構成が33パーセント(6名中2名)であり、次任期中でも継続して構成率を保持したい。	A	1,3,5,6,9	消防委員会委員の女性委員の積極的な登用を図る。また、会議中の保育ができることについて周知徹底を図る。	
2	女性委員の登用のための公募枠の拡大	行政室	「審議会等の設置及び運営に関する指針」に基づき、各種審議会等の担当課に周知を図る。また、引き続き、審議会等を新設する際(事前協議時)には、積極的に公募委員を登用するよう担当課へ個別に依頼する。	審議会等委員の公募枠の拡大のため、平成30年7月5日付けで審議会等への積極的な公募による委員登用の推進を全庁的に通知した。審議会等の新設はなかった。 ※公募の女性委員数 H29年4.2%、H30年4.4%	公募委員の枠を増やすための機会が多くないのが課題であるため、手段及び方法を検討していきたい。	B	1,6,9	「審議会等の設置及び運営に関する指針」に基づき、公募による委員の登用及び女性の積極的な委員登用について、各審議会等の担当課に周知を図る。また、審議会等を新設する時(事前協議)や改選する時に積極的に女性の公募委員を登用するよう担当課へ依頼する。	
3	女性委員のいない審議会等の数の削減	行政室	「審議会等の設置及び運営に関する指針」に基づき、各種審議会等の担当課に周知を図る。また、引き続き、審議会等を新設する際(事前協議時)には、積極的に女性委員を登用するよう担当課へ個別に依頼する。	女性委員のいない審議会等の数の削減のため、平成30年7月5日付けで審議会等への女性委員の積極的な登用の推進を全庁的に通知した。審議会等の新設はなかった。 ※女性委員のいない審議会等 H29年28.6%、H30年28.4%	審議会等の委員は他の役職に就いている者を充てている場合があるため、女性委員の登用が難しい場合があるが、引き続き、審議会等を新設する際(事前協議時)には、女性委員を登用するよう担当課へ依頼したい。	B	1,6,9	「審議会等の設置及び運営に関する指針」に基づき、公募による委員の登用及び女性の積極的な委員登用について、各審議会等の担当課に周知を図る。また、審議会等を新設する時(事前協議)や改選する時に積極的に女性の公募委員を登用するよう担当課へ依頼する。	
4	女性委員登用推進のため市内関係団体との連携	男女共同参画室	目標達成に向けた女性委員の登用について、各所属に対し引き続き働きかけを依頼する。	4月18日付け庁内メールで、女性委員の登用について全庁的な働きかけを行った。また、男女共同参画ネットワーク会議を通じて女性リーダー(人材)の掘り起こしを行った。	目標達成に向けた女性委員の登用について、各所属に対し引き続き働きかけをしていく。	B	1,4,6,9	目標達成に向けた女性委員の登用について、各所属に対し引き続き働きかけを依頼する。	

具体的施策		イ 女性職員の採用・管理職への登用等の推進							
事業No	事業等	所属所名	30年度の実績内容	30年度の実績内容	課題・調整事項等	事業実施度	男女共同参画の視点	令和元年度の実績内容	
5	職域にとらわれない職員の採用・拡大	人事室	あらゆる職種で性別に関わりなく採用活動を行い、多様な人材確保に努めていく。 また、引き続き女性職員の職域の拡大を図るため、これまで男性職員でなければ困難とされていた職域に女性職員を配置することを検討する。	あらゆる職種で性別に関わりなく採用活動を行い、平成30年度新規採用として、保育士職に男性2名、消防職に女性1名を採用した。		A	1,2,3,4,5,6,7,9	あらゆる職種で性別に関わりなく採用活動を行い、多様な人材確保に努めていく。 また、引き続き女性職員の職域の拡大を図るため、これまで男性職員でなければ困難とされていた職域に女性職員を配置することを検討する。	
6	職務分担や研修機会等の男女平等	人事室	男女の区別のない平等な研修受講を継続する。	鎌ヶ谷市職員研修計画に基づき、階層別研修、実務研修、派遣研修を実施したが、受講生に男女の区別を設けず平等に実施した。		A	1,3,7,9	研修実施にあたり、受講生に男女の区別を設けず平等に実施する。	
7	市女性職員の管理職への登用の促進	人事室	引き続き女性職員の管理職員への登用の拡大を図る。	性別による固定的役割分担に捉われないこと、男女問わず個性と能力が十分発揮されるよう、適材適所の人員配置を行い、平成30年度の女性管理職割合は20.7%(管理職87名中18名)と、高い比率で推移した。	引き続き女性職員の管理職への登用の拡大を図る。	A	1,6,7,9	引き続き女性職員の管理職員への登用の拡大を図る。	
8	女性教員の管理職への登用の促進	指導室	管理職候補の女性教員の意識を継続的に醸成し、研修会への積極的な参加と資質向上を目指す。	管理職候補の女性教員の意識を継続的に醸成し、研修会への積極的な参加と資質向上を図った。 女性管理職は、校長14名中2名、教頭15名中1名、学校教育課指導主事7名中4名、であった。	画一的な育成にならないよう、管理職候補のそれぞれのライフステージに合わせた人材育成を進める必要がある。	A	1,2,4,8	管理職候補の女性教員の意識を継続的に醸成し、研修会への積極的な参加と資質向上を目指すとともに、女性教員の管理職への登用の促進を図る。	

施策の基本的方向		(2) 能力を発揮できるための環境づくり							
具体的施策		ア エンパワーメントのための研修・学習機会の充実							
事業No	事業等	所属所名	30年度の取組内容	30年度の実績内容	課題・調整事項等	事業実施度	男女共同参画の視点	令和元年度の取組内容	
9	講師派遣制度の充実	生涯学習推進課	子育て世代を対象にしたメニューを提供し、だれでも参加しやすく派遣の受けやすい会場等の提供など、積極的なフォローに努めた。	市民の生涯の時期に応じて必要となる学習課題や現代的課題を取り上げ、学習機会の充実を目指すため、市の職員を講師として市民団体等の研修や学習会に派遣した。	年齢や性別を問わず、だれでも参加できる会場の提供に努める。	B	2,3,4,6,9	市民の生涯の時期に応じて必要となる学習課題や現代的課題を取り上げ、だれでも参加しやすく派遣を受けやすいよう、積極的なフォローに努める。	
10	学習プログラムの研究・開発	男女共同参画室	他市の事例や国立女性教育会館での研究等を参考にしながら、学習プログラムについて研究する。	国立女性教育会館の研修会には男女共同参画登録団体以外に、人権擁護委員が参加することができ、男女共同参画の推進を図った(計17名 女性15名、男性2名)。	他市の事例や国立女性教育会館での研究等を参考にしながら、学習プログラムについて研究する。	A	1,3,4,6,7,8,9	他市の事例や国立女性教育会館での研究等を参考にしながら、学習プログラムについて研究する。	
11	女性リーダーの養成	男女共同参画室	子育て中の女性を対象に、エンパワーメント連続講座を開催し、スキルアップすることにより女性リーダーの育成を図る。	子育て中の女性を対象に、エンパワーメントの専門的知識を持ったNPOによる連続講座を開催し、スキルアップすることにより女性リーダーの育成を図った。5回講座を実施し、計37名(保育利用者16名)の参加者を得た。	子育て中の女性の参加を増やすために広報・周知の方法を考える必要がある。	A	1,3,4,6,7,8,9	子育て中の女性を対象に、エンパワーメント講座を開催し、スキルアップすることにより女性リーダーの育成を図る。	
12	学習情報の収集と提供	男女共同参画室	男女共同参画推進センターを推進する拠点として、チラシやパンフレット等で適切な情報提供を行う。	児童センター等事業で子育て中の女性が集う会に出向きチラシの配布や研修会の説明を行った。また、ホームページの更新や男女共同参画関連の新聞記事などをセンターに掲示することにより、市民の感心を高めた。	県等からのチラシやパンフレットの配架依頼が多くなっているため、配架するチラシの精査を行う必要がある。	A	1,2,3,4,7,8,9	男女共同参画推進センターを推進する拠点として、チラシやパンフレット等で適切な情報提供を行う。	
		生涯学習推進課	掲示をより工夫するとともに、SNSの更なる活用により、各学習センターなどで行われている事業のPRをする。	これまでの掲示をより工夫するとともに、SNSの更なる活用により、各学習センターなどで行われている事業のPRをする。	市ホームページや公共施設予約システム等のSNSの活用について検討する。	A	2,3	市ホームページのイベントカレンダーや公共施設予約システムのお知らせ機能等SNSを活用して事業のPRを行う。	

具体的施策		イ 人材育成に関する情報の整備・提供							
事業No	事業等	所属所名	30年度の取組内容	30年度の実績内容	課題・調整事項等	事業実施度	男女共同参画の視点	令和元年度の取組内容	
13	女性の人材育成情報と登録の推進	男女共同参画室	男女共同参画推進センター主催事業参加者に対し、女性リーダー養成講座等の情報の提供を行う。	男女共同参画推進センター主催事業参加者に対し、国や県等が実施している女性リーダー養成講座等の情報の提供を行った。	千葉県女性人材リストへの情報提供により、市内女性の人材発掘と登録の推進に努める。	A	1,2,3,4,6,7,9	男女共同参画推進センター主催事業参加者に対し、国や県等が実施している女性リーダー養成講座等の情報の提供を行う。	

目標No 2 男女共同参画の視点に立った意識改革・慣行の見直し

施策の基本的方向 (1) 男女共同参画の視点に立った意識改革・慣行の見直し

具体的施策 ア 性別役割分担意識の是正・慣行の見直し

事業No	事業等	所属所名	30年度の実績内容	30年度の実績内容	課題・調整事項等	事業実施度	男女共同参画の視点	令和元年度の実績内容
14	人それぞれの生き方や多様な家族を認め合う意識を醸成するための講演会・講座の実施	男女共同参画室	男女共同参画セミナーのテーマとして検討する。	男女共同参画週間事業では、身近に男女共同参画を感じられるようコンサートを実施し、130名の参加を得られた。	男女共同参画セミナーに多くの人が参加できるよう講演会の内容、日程等を検討する。	A	1,3,4,6,7,9	男女共同参画セミナーのテーマとして検討する。
15	男女共同参画の視点に立った市の業務の見直し	男女共同参画室	管理職だけでなく、市職員の男女共同参画意識の醸成をはかる。	人事室と共同で職員(管理職)向けにマタニティハラスメント研修を実施し、男性17人、女性4人の参加を得た。マタニティハラスメント研修は、ハラスメント研修の一環として平成31年度から人事室主導による講座となった。	マタニティハラスメントが起こりうる状況を鑑み、多くの係長(5級)職以上の職員が受講できる環境を整える。	A	1,2,3,4,5,6,7,8,9	管理職だけでなく、市職員の男女共同参画意識の醸成をはかる。
		指導室	男女平等の視点に立った業務内容及び割り振りの見直し・改善を定期的に行う。	男女平等の視点に立った業務内容及び割り振りの見直し・改善を定期的に行った。	男女平等の視点に立った定期的な見直しについて、明確な時期の見直しをもつ必要がある。	A	2,3,9	男女平等の視点に立った業務内容及び割り振りの見直し・改善を定期的に行う。
16	職場での旧姓使用の周知	人事室	引き続き職場での旧姓使用の制度の周知を図る。	婚姻等により対象となった職員に対して、その都度旧姓使用制度の案内を行った。平成30年度は5件(女性)の申請があった。		A	1,3,6,9	引き続き職場での旧姓使用の制度の周知を図る。

具体的施策 イ 広く市民に行きわたる広報・啓発活動の展開

事業No	事業等	所属所名	30年度の実績内容	30年度の実績内容	課題・調整事項等	事業実施度	男女共同参画の視点	令和元年度の実績内容
17	広報媒体の活用	男女共同参画室	男女共同参画意識醸成のため、関連情報を市広報や市及び男女共同参画推進センターHPに随時掲載する。	市及び男女共同参画推進センターホームページに事業等の掲載を行うとともに、フェイスブック、ツイッター、地域新聞等の媒体も使い事業の積極的な周知に努めた。	男女共同参画意識醸成のため、関連情報を市広報や市及び男女共同参画推進センターHPに随時掲載する。ホームページ以外の周知方法も検討する。	A	3,4,7,8,9	男女共同参画意識醸成のため、関連情報を市広報や市及び男女共同参画推進センターHPに随時掲載する。
18	啓発紙の発行	男女共同参画室	市民と協働で男女共同参画情報誌『ほほえみ』第14号を発行する。	男女共同参画情報誌「ほほえみ」第14号を発行し、自治会に全戸配布するとともに協力者に係る担当課(高齢者支援課)に情報提供を行った。		A	2,3,4,7,8,9	市民と協働で男女共同参画情報誌『ほほえみ』第15号を発行する
19	男女共同参画に関する講演会・講座の実施	男女共同参画室	男女共同参画セミナーのテーマとして検討する。	男女共同参画週間事業及び市民企画セミナーの講演会では、延べ171人の参加を得た。	より身近に男女共同参画意識を感じられるよう男女共同参画セミナーの方法を検討する。	A	1,2,3,4,5,6,7,9	男女共同参画週間のセミナーにふさわしいテーマを検討する。

施策の基本的方向		(2)	メディアにおける女性の人権の尊重						
具体的施策		ア	市の広報・出版物等における性にとらわれない表現の推進						
事業No	事業等	所属所名	30年度の実績内容	30年度の実績内容	課題・調整事項等	事業実施度	男女共同参画の視点	令和元年度の実績内容	
20	行政刊行物等に関するガイドラインの周知	男女共同参画室	「男女共同参画の視点から考える鎌ヶ谷市職員のための表現ガイド」の見直しを引き続き行う。	「男女共同参画の視点から考える鎌ヶ谷市職員のための表現ガイド」について、男女共同参画推進懇話会に諮り、必要な修正を加え、改定・発行した。	職員において、表現ガイドの認知度が低いため、周知徹底を図っていく。	A	1,2,4,5,7,9	「男女共同参画の視点から考える鎌ヶ谷市職員のための表現ガイド」の見直しを引き続き行う。	
21	行政刊行物の事前チェックの検討	男女共同参画室	「男女共同参画の視点から考える鎌ヶ谷市職員のための表現ガイド」の見直しを引き続き行う。	「男女共同参画の視点から考える鎌ヶ谷市職員のための表現ガイド」について、男女共同参画推進懇話会に諮り、必要な修正を加え、改定・発行した。	職員において、表現ガイドの認知度が低いため、周知徹底を図っていく。	A	1,3,4,5,7,9	「男女共同参画の視点から考える鎌ヶ谷市職員のための表現ガイド」の見直しを引き続き行う。	

具体的施策		イ	女性の人権を尊重した表現の推進						
事業No	事業等	所属所名	30年度の実績内容	30年度の実績内容	課題・調整事項等	事業実施度	男女共同参画の視点	令和元年度の実績内容	
22	メディア・リテラシーの向上に関する講座等の実施	男女共同参画室	「表現ガイド」の見直しにより、男女共同参画の視点から表現の問題点を発見するというメディア・リテラシーの育成を図る。	「表現ガイド」の見直しのために、近隣市、先進市の表現ガイドとの比較や男女共同参画懇話会の委員の意見を踏まえ、改定・発行した。	職員において、表現ガイドの認知度が低いため、周知徹底を図っていく。	B	1,3,4,5,7,9	「表現ガイド」による男女共同参画の視点から表現の問題点を発見するというメディア・リテラシーの育成を図る。	
		生涯学習推進課	「子育て」で自由に外出しにくい子育てママさんを対象にインターネットなどで多くの情報を発信する。(市ホームページ等)	子育て世代の母親でも参加できるよう子育て支援講演会等の開催について、広報などで情報を発信した。また学校のPTAなどへ積極的に情報を提供した。	幅広い対象者へ情報発信する方法を検討する。	B	3,6,7,9	引き続き、「子育て」で自由に外出しにくい子育てママさんを対象にインターネットなどで多くの情報を発信する(市ホームページ等)。そのために、子育てコーディネータとの情報交換を活発にする。	

目標No 3 男女のワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の支援

施策の基本的方向 (1) 労働の場における男女平等の推進

具体的施策 ア 雇用の場における男女の均等な機会と待遇の確保（性別による不平等が生じることのないよう雇用者等への啓発

事業No	事業等	所属所名	30年度の実績内容	30年度の実績内容	課題・調整事項等	事業実施度	男女共同参画の視点	令和元年度の実績内容
23	男女雇用機会均等法等雇用関係法の周知	商工振興課	国、県の作成した「男女雇用機会均等法」、「育児休業・介護休業取得」、「男女雇用機会均等法」、「労働時間短縮やフレックスタイム制度」、「労働者派遣法」、「パートタイム労働法」の啓発を図るため、各種パンフレット等を配布する。	課のラックに国、県の作成した「男女雇用機会均等法」、「育児休業・介護休業取得」に関する各種パンフレット等を配架し、男女雇用機会均等法等の雇用関係の情報を得やすい環境を整えた。また、問い合わせがあった際に対応できるようにパンフレットを整理した。	男女雇用機会均等法など労働に関する法律の啓発を図るため、関連部署への周知を行う。	B	1,3,4,6,7,8,9	国、県の作成した「男女雇用機会均等法」、「育児休業・介護休業取得」に関する各種パンフレット等を配架し、関連部署への周知を行う。
24	男女共同参画表彰制度の周知	商工振興課	男女共同参画表彰制度に関する情報について周知を図る。	千葉県男女共同参画推進事業所表彰で1事業所が表彰されたとともに、広報等を通じて、男女共同参画表彰制度に関する情報について周知を図った。	市内事業所に対し、当該表彰の周知を図る必要がある。	B	6,7,8,9	男女共同参画表彰制度に関する情報について周知を図る。
		男女共同参画室	男女共同参画推進センターにパンフレット配架するとともに、HPIにも掲載する。	男女共同参画推進センターに県の表彰制度のパンフレットを掲示して制度の周知を図った。	表彰制度の周知を図る。	B	3,4,7,8,9	男女共同参画推進センターにパンフレット配架するとともに、HPIにも掲載する。

具体的施策 イ 農業、自営業等における男女共同参画の確立（農業、自営業等における男女のパートナーシップの確立）

事業No	事業等	所属所名	30年度の実績内容	30年度の実績内容	課題・調整事項等	事業実施度	男女共同参画の視点	令和元年度の実績内容
25	職場における男女共同参画を醸成するための研修会等の実施	商工振興課	女性が様々な分野や職域で活躍している企業をパンフレット等で紹介する。男女雇用機会均等法に関するポスターの掲示及びパンフレットの配布を行う。	【就職支援セミナー】 「女性活躍推進シンポジウム案内」のチラシや「女性の多様な働き方セミナー」のチラシ等を配架し、女性が活躍できる場を周知した。また、女性向け就職支援セミナーを開催し、社会進出するきっかけ作りを行った（参加者20人）。	女性が活躍していることを雇用主へも周知し、女性の職場拡大の啓発を行う。	A	1,3,4,7,8,9	【就職支援セミナー】 引き続き、チラシ等により女性が活躍する場を周知する他、女性向け就職支援セミナーを開催して女性が社会に進出するきっかけ作りを行う。
		男女共同参画室	男女共同参画セミナーのテーマとして検討する。	商工・農工業分野を対象とした男女共同参画セミナーは実施できなかったが、千葉商工会議所、千葉県男女共同参画センター主催の起業に関するセミナーの紹介を男女共同参画推進センターにて配架し周知を行った。	男女共同参画セミナーに多くの人が参加できるよう講演会の内容、日程等を検討する。	B	4,7,9	男女共同参画セミナーのテーマとして検討する。

26	事業所に対する男女共同参画研修等の支援	商工振興課	男女共同参画研修についての情報提供を行う。	「働きながらお母さん・お父さんになるみなさまへ」等の男女共同参画に繋がるチラシを配架した。また、鎌ヶ谷市商工会では商工会女性部・県外視察研修会等を開催した。	できるだけ多くの市内事業所に周知する必要がある。	B	3,4,8	国や県の男女共同参画研修についての情報提供を商工会に行う。
		男女共同参画室	事業所に対して、セミナー等の情報提供を積極的に行う。	セミナーの実施について商工振興課と情報提供を行ったことにより、商業分野から参加が促進された。	男女共同参画セミナーに多くの人が参加できるよう講演会の内容、日程等を検討する。	B	4,7,9	事業所に対して、セミナー等の情報提供を積極的に行う。
27	男女共同参画の視点に立った業務等の見直しの促進	農業振興課	今後も、男女共同参画に関する情報を収集する。	東葛飾農業事務所が、主催する「男女共同参画東葛飾地域推進会議」に参加し、とうかつ女性農業者ネットワークから女性農業者に関する情報を収集した。	女性農業者向けセミナーの案内について、家庭内の女性にまで周知が行き届かない場合がある。直接訪問により対応していく。	B	1,2,7,9	今後も、男女共同参画に関する情報を収集する。
		商工振興課	雇用主への女性の職場拡大についての啓発(女性が様々な分野で活躍している企業を広報で紹介する。)	【永年勤続優良従業員表彰式】永年勤続優良従業員は男性12人、女性10人(商工会表彰との合計値)で、昨年度より男性5人、女性15人減少してしましたが、永年勤続優良従業員表彰式を開催することで、女性が市内で活躍している企業を紹介することができた。また、表彰式後、市広報誌と市ホームページで表彰結果を公表した。	女性が活躍している企業を更に周知することで、雇用主への女性への職場拡大の啓発を行う。	A	1,3,4,6,7,8,9	【永年勤続優良従業員表彰式】永年勤続優良従業員表彰式を開催し、市広報誌と市ホームページで女性が市内で活躍している企業を紹介する。
28	関係団体への役員の女性登用の働きかけ	農業振興課	役員への女性登用を、今後も継続して実施する。	鎌ヶ谷市農政推進協議会委員の任期満了に伴い、新委員を委嘱。全13名中4名が女性であり、女性比率3割を達成した。また、同協議会において、女性委員が会長を務めることとなった。	多くの団体において構成員の女性数が絶対的に少ない。	A	1,2,7,9	役員への女性登用を、今後も継続して実施する。
		商工振興課	女性役員の登用推進を図るため、女性の登用の働きかけを関係団体に行う。	鎌ヶ谷市商工会の役員は、35人中女性が5人(14.3%)であるが、今後、女性役員の登用推進を図るため、女性の登用の働きかけを鎌ヶ谷市商工会に行った。	今後、さらに鎌ヶ谷市商工会の女性役員を増やしていただけるよう協力要請する。	B	1,4,7,9	改選は3回に1回であり、次期改選は令和3年度である。今後、女性役員の登用推進を図るため、女性の登用の働きかけを関係団体に行う。
		農業委員会	女性委員の登用促進を図るため、定例総会・関係団体に女性の登用についての働きかけを行う他、女性農業委員の必要性をPRしていく。	女性農業委員の登用について各方面へ働きかけ及び、女性委員の必要性をPRした(女性農業委員15名中1名)。	女性の登用についての理解を得られるよう今後も関係団体へ働きかけを実施する。	A	1,3,8	次の改選時(平成32年度)の女性農業委員の登用に向けて、必要性をPRしていく。
29	家族経営協定の締結に向けた情報提供	農業振興課	引き続き認定農業者となるための申請を促すとともに、既存の認定農業者に向けて家族経営協定締結に向けた働きかけを行っていく。	家族経営協定の前段階となる認定農業者の働きかけを行い、新規に2件の認定を行った。うち1件については、今後の家族経営協定締結に向け、関係機関も交えて家族内の役割分担等に係る話し合いを行っている。	農業は市場価格が低迷しているとともに、天候に左右される仕事であることから、労働時間が過大となりワーク・ライフ・バランスの実現が困難である。	A	1,2,6,7,8,9	引き続き認定農業者となるための申請を促すとともに、既存の認定農業者に向けて家族経営協定締結に向けた働きかけを行っていく。

施策の基本的方向		(2) 女性の就労支援							
具体的施策		ア 女性に対する就労能力開発支援							
事業No	事業等	所属所名	30年度の実績内容	30年度の実績内容	課題・調整事項等	事業実施度	男女共同参画の視点	令和元年度の実績内容	
30	労働関係講座の実施	商工振興課	女性の再就職に対する講座を2回開催する。	【就職支援セミナー】 県の調整により、平成30年度は女性を対象にした就職支援セミナーは1回のみで開催だったが、定員30人に対し、20人が参加した。また、船橋市や習志野市など5市と共催で行った。	関係機関と連携を図るとともに、講座の認知度を高めて受講者の増加を目指す。	A	1,2,3,4,6,7,8	【就職支援セミナー】 他市と共催を行い、女性を対象にした就職支援セミナーを引き続き開催する。	
31	労働相談の充実	商工振興課	無料職業紹介所により女性の労働相談を充実させるとともに再就職への支援を行う。	無料職業紹介所により労働相談を受け付け、平成30年度は女性の就職件数は86件中48件だった。就職につなげるなど、再就職への支援を行った。	無料職業紹介所への周知を図るとともに、女性の来場者の増加を目指す。	A	1,2,3,5,6,7,8,9	無料職業紹介所により女性の労働相談を充実させるとともに再就職への支援を行う。	
32	再就職に向けた情報の提供	商工振興課	女性の再就職に対する情報を広報等で提供するとともに、再就職セミナーなどの支援を行う。	【就職支援セミナー】 女性の就職支援セミナー等に対する情報を広報等で提供するとともに、就職支援セミナー等を実施した。その結果、定員30人に対し、20人の参加があった。	開催後、アンケート結果等から来年度の開催に向けて女性がより参加しやすいよう、曜日や時間の見直しを行う。	A	2,3,4,6,7,8,9	【就職支援セミナー】 女性の再就職に対する情報を広報等で提供するとともに、他市と共催を行い、就職支援セミナーを開催する。	
33	女性の起業支援	商工振興課	女性の起業に対する情報の提供を行うとともに、起業支援補助金による支援を行う。	【空き店舗活用補助金、創業支援セミナー】 女性の起業に対する情報の提供を行うとともに、空き店舗活用補助金5件(うち女性2人)や国の創業支援セミナー(うち女性基礎編7人、実践編11人)など起業支援を行った。	女性の就労支援を図るため、できるだけ多くの女性に周知を図る必要がある。	A	1,3,4,6,7,8,9	【空き店舗活用補助金、創業支援セミナー】 女性の起業に対する情報の提供を行うとともに、起業支援補助金による支援を行う。	
34	女性の就職促進支援事業の実施	男女共同参画室	女性の就職促進支援講座として、パソコン講座を実施する。	女性の就職促進支援講座として、パソコン検定3級が取得できる程度の知識が取得できるセミナーを実施した。また、IT関連のNPOと連携することにより、受講者のニーズに柔軟に対応できた。受講生14人中2人が就職に結びついた。	就職促進支援講座としてより実践的な講座を実施する。	A	1,2,3,4,6,7,8,9	女性の就職促進支援講座として、パソコン講座を実施する。	

具体的施策		イ 働く女性の健康管理対策の推進							
事業No	事業等	所属所名	30年度の実績内容	30年度の実績内容	課題・調整事項等	事業実施度	男女共同参画の視点	令和元年度の実績内容	
35	雇用主への働く女性に対する健康管理対策実施の働きかけ	商工振興課	働く女性の健康管理等のパンフレット等を配布するとともに、鎌ヶ谷市商工会と連携して健康管理対策を推進する。	働く女性の健康管理等のパンフレット等を配布するとともに、鎌ヶ谷市商工会と連携して健康管理対策を推進した。平成30年度は98事業所550人が健康診断を受診した。	できるかぎり多くの働く女性の健康管理対策を推進できるようにする。	B	1,3,4,5,8	働く女性の健康管理等のパンフレット等を配布するとともに、鎌ヶ谷市商工会と連携して健康管理対策を推進する。	
		健康増進課	妊婦面接で母性健康管理指導事項連絡カードの配布と利用の仕方を伝える。働きながら妊娠・出産・育児をする女性が増えているため、母性健康管理措置等の妊娠中の制度や、産後の制度について伝える。	妊婦面接(母子健康手帳発行)数758人。母性健康管理指導事項連絡カード配布数717人。に対し、制度を伝えた。	雇用主への働きかけは、国等が実施しているが、市は、妊婦が必要時、自分で事業主に申請ができるよう、引き続き情報提供を行い周知を図る。	A	1,4,5,6,8,9	妊婦面接で母性健康管理指導事項連絡カードの配布と利用の仕方を周知する。また、働きながら妊娠・出産・育児をする女性が増えており、母性健康管理措置等の妊娠中の制度や産後の制度についても周知を行う。	

施策の基本的方向		(3)	男女がともに仕事と生活の両立ができる環境づくり						
具体的施策		ア	家庭生活（家事・育児・介護等）への男女共同参画の推進						
事業No	事業等	所属所名	30年度の実績内容	30年度の実績内容	課題・調整事項等	事業実施度	男女共同参画の視点	令和元年度の実績内容	
36	ワーク・ライフ・バランスについての啓発	人事室	ノー残業デーを厳格なものとし、さらなる拡大を目指す。	7月・8月・10月・11月・1月を一斉定時退庁の強化月間に設定した。また、文書での通知、庁内放送での呼びかけ、連絡会議を通して周知等を行った結果、全庁の時間外勤務時間数は、平成30年度74,772時間となり、平成29年度と比較して17,233時間減少し、職員のワーク・ライフバランスの向上に貢献した。		A	1,3,6,8	ノー残業デーを厳格なものとし、さらなる拡大を目指す。	
		商工振興課	ワーク・ライフ・バランスに関するパンフレット等を提示するとともに、女性の社会参画の機会拡大を図る。	【就職支援セミナー】ワーク・ライフ・バランスに関するパンフレット等を配架するとともに、市ホームページで「年次有給休暇の取得促進について」掲載し、女性の社会参画の機会拡大を図った。子育てをする女性を対象に就職支援セミナーを開催して20人の参加があった。	女性の社会参画の拡大を図るための社会的支援のニーズを把握する必要がある。	A	3,4,7,8,9	ワーク・ライフ・バランスに関するパンフレット等を提示するとともに、女性の社会参画の機会拡大を図る。	
		男女共同参画室	平成30年度も引き続き一部業務委託にてセミナーを実施する。	男女共同参画啓発事業一部業務委託について、民間活力を導入し講座を実施した。講座を8回開催し、計106名（保育利用者27名）の参加者を得た。	直営のメリットを活かした講座を実施していく必要がある。	A	1,2,3,4,7,8,9	啓発事業一部業務委託を見直し、直営でセミナーを実施する。ワーク・ライフ・バランスをテーマにしたセミナーを検討する。	
37	仕事と育児・介護の両立しやすい職場環境整備の促進	商工振興課	パンフレット等を配布し、仕事と育児・介護の両立しやすい職場の意識啓発を図る。	県が企業経営者向けに実施している「働き方改革アドバイザーの派遣」等のパンフレット等を配布し、職場の意識啓発を図った。	昨年に引き続き、できるだけ多くの事業所等に周知を図る必要がある。	A	3,4,7,8	パンフレット等を配布し、仕事と育児・介護の両立しやすい職場の意識啓発を図る。	
38	子育て・介護等情報の提供	障がい福祉課	障がいを持つ方が、就職を目指したり、日中活動を行うにあたって、障害福祉サービス利用の充実を図る。	手話通訳者の派遣制度を実施した（利用者24名に対し、派遣回数延べ266回）。	今後も制度の周知を継続して行っていく必要がある。	A	1,6,9	障がいを持つ方が、就職を目指したり、日中活動を行うにあたって、障害福祉サービス利用の充実を図る。	
		こども支援課	29年度に発行した「かまがや子育てガイドブック」について、新たな保育所、医療機関などの情報を加えるなど、最新の情報を発信するため、正誤表を作成し、配布する。	株式会社ゼンリンと協働により、昨年度リニューアルを行った「かまがや子育てガイドブック」に、新設の保育園や医療機関を追加するため、正誤表の内容を検討した。また、子育て家庭の方々に、子育てサービスなどの情報をよりわかりやすく提供した。	新設保育園など毎年情報が変わる可能性があることから、ガイドブックについては、わかりやすい正誤表の作成、かまっこ応援団については、速やかにHPの内容を修正する必要がある。	B	2,3,4,7,8,9	引き続き、鎌ヶ谷市子育て・子育て応援サイト「かまっこ応援団」及び「かまがや子育てガイドブック」を活用し、子育て家庭の方々に子育てサービスなどの情報をよりわかりやすく発信していく。	

38	子育て・介護等情報の提供	幼児保育課	子育ての孤立化や不安の解消を図るため、保育園での地域子育て支援事業について積極的に情報提供を行う。	広報かまがや 5月1日号に子育て支援情報(新規開園情報、一時預かりや病児・病後児保育の案内等)の提供を行った。また、年3回地域子育て情報誌「ほっとケーキ」を発行した。(7月、12月、2月)	地域ぐるみで子育ての孤立化を防ぎ、支援する風土を醸成する必要があるため、より親しみやすい情報の提供を継続する必要がある。	A	1,2,3,4,7,8,9	子育ての孤立化や不安の解消を図るため、保育園での地域子育て支援事業について積極的に情報提供を行う。
		高齢者支援課	広報で介護保険制度に関する情報を掲載するほか、第7期介護保険事業計画について周知する。	敬老の日に合わせ、9月15日号の広報に介護保険制度、高齢者福祉サービスに関して掲載し周知を図り、策定した第7期介護保険事業計画をホームページに掲載した。また、老人クラブからの依頼により、介護保険制度に関する説明会を実施した。	平成33年度～35年度を計画期間とする「第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」策定のためのアンケート調査を実施する必要がある。	A	1,3,7,8	広報で介護保険制度に関する情報を掲載し周知を図る。
		健康増進課	健康相談・健康診査、育児サークル等において、子育て情報の提供を行う。マタニティ教室において子育てコーディネーターより出産後の育児支援や保育園等についての情報提供を行う。	健康相談、健康診査、育児サークル等において、「食育」「生活リズム」「事故防止」「歯磨き指導」等を実施し、保護者が安心して子育てできるよう、教育や指導をし情報提供を行った。相談152回・4,079人実施。教育104回・3,297人実施。ウェルカムベビースクールのパパママ教室において、夫の育児参加等の教育をし、情報提供を行った。137組、286人。	早期に職場復帰をする人もいることから、妊娠期からの丁寧な情報提供を徹底する。	A	1,3,4,5,6,7,8,9	健康相談・健康診査・育児サークル等において、子育て支援の情報提供を行う。また、ウェルカムベビースクールにおいて、子育てコーディネーター等から出産後の育児支援や保育園入園等についての情報提供を行う。また、パパママ教室以外のウェルカムベビースクールにおいて、夫の参加ができるよう環境整備を行う。
		生涯学習推進課	各学習センターにおいて家庭教育セミナーや親子セミナー等の乳幼児対象事業の増加、充実を図る。自主事業の中で、PRし、「ロコミ」を意識してもらい、参加者の増加を呼び掛ける。	各学習センター(公民館)において、乳幼児期対象の家庭教育セミナーや親子セミナー等の情報を、積極的にPRした。また男性の家事参加意識の醸成をめざし、市内小中学生の書いた家庭川柳から、父親を題材にした作品を集め、配布した。	家庭教育セミナーや親子セミナー等の実施をさらに、各館に働きかける。	B	2,3,4,6,7,9	引き続き各学習センターにおいて家庭教育セミナーや親子セミナー等の乳幼児対象事業の増加充実を図る。
		こども支援課	児童センター等で実施している、つどいの広場、子育てサロンにおいて相談業務を継続するとともに、子育て支援コーディネーターによる子育ての情報提供や助言などを行う。	つどいの広場、各種子育てサロン及び子育て支援センターにおいて子育て相談を実施するとともに、「コーディネーターの部屋」を月1回程度開催し、情報提供などを行った。	関係機関との連携の強化を図る必要がある。	A	1,2,3,4,7,8,9	児童センター等で実施している、つどいの広場、子育てサロンにおいて相談業務を継続するとともに、子育て支援コーディネーターによる子育ての情報提供や助言などを行う。
		幼児保育課	子育て支援を充実し、保育園で乳幼児の子育ての不安、悩みなどの相談に応じる。	保育園での地域子育て支援を充実することで、より多くの乳幼児の子育ての不安、悩みなどの相談に応じた。平成30年度相談件数:379件(保育園4園)	子育て支援を充実し、保育園で乳幼児の子育ての不安、悩みなどの相談に応じる。	A	1,3,4,6,7,8	子育て支援を充実し、保育園で乳幼児の子育ての不安、悩みなどの相談に応じる。

39	子育て・介護等の相談の充実	こども支援課/子育て支援センター	乳幼児の子育てに関する各種相談に応じる。また必要に応じて他機関につなげていく。	①子育てサロンの実施 ②相談や語り合い ③コーディネーターの部屋におけるリフレッシュ事業 ・9月18日(火) ヒンメリ講習 参加者数:12名(大人:6、こども:6) 保育:6名 ・11月1日(木)「お家でお気楽ラテアート」 参加者数:34名(大人:17、子ども:17) 保育:17名 ・3月7日(木)「子育てママ向け体験防災講座」 参加者数:27名(大人:14、子ども:11)	子育て支援コーディネーターとの連携の充実 定期的な会議の開催。	A	1,2,3,4,6,7,8,9	各事業実施の時には保育にかかわっている。また、相談にも応じている。各種子育てサロンおよび子育てに関する各種相談に応じて他機関へつなげていく。 コーディネーターと連携の充実を図る。
		高齢者支援課	平成30年度も引き続き地域包括支援センターと行政、関係機関との連携のもと、情報共有や相談業務を行う。	平成30年度の地域包括支援センターへの相談件数は5,498件。高齢者支援課の相談件数は143件。	各地域包括支援センターと行政機関や関係機関と密に連携し、情報共有を図ることが重要。相談の受付時間が状況によっては相談しにくい場合があるので、相談時間や曜日について検討が必要。	A	1,3,4,5,8	平成31年度も引き続き地域包括支援センターと行政、関係機関との連携のもと、情報共有や相談業務を行う。
		健康増進課	乳幼児健康相談・健康診査や地区健康相談等で子育てに関する相談を実施する。	乳幼児健康相談・健康診査や地区健康相談、児童センター等での相談業務を行った。また、健康教育の場で、乳幼児健診等での相談が可能なることを周知した。相談152回・4,079人実施。	相談事業の周知及び利用しやすい環境づくり	A	1,4,5,6,8,9	乳幼児健康相談・健康診査や地区健康相談等で子育てに関する相談を実施する。
40	子育て支援環境の充実(ファミリーサポートセンター・保育園・放課後児童クラブ(学童保育)・児童館等)	こども発達センター	・日曜日の家族参観に祖父母の参加の呼びかけをする。日頃の療育参観を父親や祖父母にもしてもらい、個々の家庭に合った、子への向き合い方を一緒に考え、具体的な方法を提案していく。 ・保護者に配布するのびっこだよりなどに取組を載せ、周知していく。	・家族参観を日曜日に2日間に分けて実施し、父母の他に祖父母の参加を呼びかけた。 参加者数父24名、母25名、祖父2名、祖母4名であった。	・父母や祖父母が同じ思いで子の成長を見守ることが出来るように、家庭での子の様子や家族の思いを丁寧に聴いていく。	B	1,2,3,6,7,9	・年2回の家族参観だけでなく、月に一回の療育参観日や園の行事にも父や祖父母の参加を勧め、のびのびルームの活動を通して、子どもの成長や母親の頑張りを家族に伝えることで子育てを協力して行うことができる。
		こども支援課	平成32年度からの第2期子ども・子育て支援事業計画を策定するため、ニーズ調査などを実施する。また、子ども・子育て支援事業計画に位置付けられた各種子育て支援事業の質の向上と量的な確保について、計画的に実施する。	放課後児童クラブ施設の整備など、子ども・子育て支援事業計画に位置付けられた各種子育て支援事業の質の向上と量的な確保について、計画的に実施した。次期子ども・子育て支援事業計画策定のため、ニーズ調査を実施した。	平成32年度からの第2期子ども・子育て支援事業計画を策定する必要がある。	A	1,2,4,6,7,8,9	子ども・子育て支援事業計画に位置付けられた各種子育て支援事業の質の向上と量的な確保について、計画的に実施するため、ニーズ調査の結果を踏まえ、計画を策定していく。
		幼児保育課	保護者の負担軽減のため、幼稚園就園奨励費の補助や、一時預かり、延長保育、病後児保育、病児保育の受け入れを継続実施する。市内幼稚園での預かり保育の推進。(幼稚園6園での継続事業に補助する。)	◎一時預かり事業 3,489名(延べ利用人数) ◎病児・病後児保育事業 病後児保育26人 病児保育32人(延べ人数) ※利用者は鎌ヶ谷市民のみを記載 病児については、平成31年2月末現在 ◎幼稚園就園奨励費補助金事業 1,719名 ◎私立幼稚園預かり保育運営費補助金事業 6園	男女が仕事と家庭生活が両立できるよう、幼稚園の預かり保育に対してその運営の補助をより強化する必要がある。	A	1,3,4,8,9	保護者の負担軽減のため、幼稚園就園奨励費の補助や、一時預かり、延長保育、病後児保育、病児を継続実施する。市内幼稚園での預かり保育の推進。(幼稚園6園での継続事業に補助する。)

		こども総合相談室	提供会員を増やすため、児童センター等で出張登録会を開催し、両方会員の増加を目指す。不安なくサポートを行えるように提供会員研修の充実を図る。	供会員研修を6月9月1月に開催し、12名の会員を新規提供会員として迎えることができた。児童センター3か所で、出張登録会を開催し、依頼会員の増加を図った。 H30年度サポート件数3476件	朝の活動を行える提供会員が少なく、依頼に対応できない場合がある。	B	1,2,3,4,6,7,8,9	提供会員研修を継続して実施し、継続研修を工夫して行う。事業を利用した会員より感想等を募り、事業が女性の社会参加や母父の就労と子育ての継続のための支援になっていることを再確認していく。
		学務保健室	就学援助費支給申請者に対し認定審査を行い、該当世帯に対し、学用品費、校外活動費、学校給食費等、就学に必要な援助を実施する。	認定基準に基づき審査を行い、該当世帯(554世帯)へ援助を行った。また、援助が必要な保護者がより幅広く援助が受けられるよう認定基準を見直し、平成31年度申請児童生徒分より新たな基準で審査ができるよう、要綱の改正を行った。	PTA会費や生徒会費などの新たな費目の支給について、近隣市の動向を参考にしながら検討していく。	A	3,9	就学援助費支給申請者に対し新たな基準での認定審査を行い、該当世帯に対し、学用品費、校外活動費、学校給食費等、就学に必要な援助を実施する。
41	ひとり親家庭等に対する情報・相談・経済的支援	こども総合相談室	ひとり親家庭の親が、働きながら安心して子どもを育てられるように、ひとり親家庭に対し、経済的支援、就業支援、養育費確保のための支援を推進し、相談機能の充実を図る。	児童扶養手当受給者を対象に、生活の安定と向上を図るための事業の周知を行い、個別の相談の際には有効的な各種支援事業について案内した。 平成30年新規母子父子自立支援員相談件数 母子家庭156件 父子家庭5件	児童扶養手当受給者以外のひとり親家庭への周知方法を検討する必要がある。 男性のニーズに支援が届きにくい。	A	1,2,3,4,6,7,8,9	ひとり親家庭の親の自立支援として、相談機能の充実と関係機関との連携を図りつつ、正確な情報提供を行う。
42	子育てネットワークの充実	こども支援課/子育て支援センター	子育て支援センターを核に各保育園、児童センター、地域子育て支援センター、健康増進課、こども発達センターなどと連携した子育てネットワークを構築し、子育ての支援、情報提供を行う。 子育て支援講演会(生涯学習推進センターと共催)を実施する。	【子育て支援講演会】(生涯学習推進センターと共催) 平成30年6月26日に実施 テーマ:子どもの眠りを妨げるもの～メディアに塾に過剰なスポーツ、そして何より大人の意識～ 参加者数:27名(男5人女22人) 保育人数:2名	講演会については、参加者の中で、保育園関係者が参加しづらい部分があった。関係機関の共通理解なども含めたネットワークを構築していくために日程設定の検討が必要。また、場所の検討も必要。	A	1,2,3,4,6,7,9	講演会については、生涯学習課で主催となり、子育て支援センターがチラシ原案や周知などの協力をしていく。情報提供については、事業に応じて組織や団体と連携を取る。
		生涯学習推進課	子育て支援講演会の実施。	【子育て支援講演会】の実施。「子供の眠りを妨げるもの」27人(男5人女22人)	男性の参加者を増やすことは、もちろんだが、男性の集まる機会を見つけ、情報を発信する必要がある。	A	1,2,4,6,7,8	引き続き、こども支援課と連携しながら、子育て支援講演会を実施する。地域の見守り事業「かまがや83プラス運動」のPR、こども110当番などの事業推進を図る。
		男女共同参画室	保育付き講座の開催促進を図るため、市役所全体の講座における保育の保険料を男女室で一括契約とする。 また、保育付き講座の利用促進を目指して、庁内に周知を行う。	保育付き講座の開催促進を図るため、市役所全体の講座における保育の保険料を男女室で一括契約した。(保険対象は、1事業につき5人まで)。12月17日付け庁内通知で、審議会等は、保育付きにするなど子育て世代が参加しやすい環境づくりの啓発を図った。	保育ボランティアを利用する場合は、保険の対象が、1事業につき5人までとなっており、それ以上の場合の対応は、個別で発生する。	A	1,3,4,7,9	保育付き講座の開催促進を図るため、市役所全体の講座における保育の保険料を男女室で一括契約とする。また、保育付き講座の利用促進を目指して、庁内に周知を行う。
		こども支援課	児童センターでパパサロンを実施することで、父親の育児参加を促すとともに、父親同士の交流の楽しさを伝える。	年間を通じ月1回のサロンとして栗野児童センターにおいて実施し、父親の育児参加を促すとともに、交流の楽しさを伝えた。なお、延べ207人の父子(97人の父、110人の子)が参加があった。	参加者を増加するため、実施内容などについて検討する必要がある。	A	1,2,3,7,8,9	児童センターでパパサロンを実施することで、父親の育児参加を促すとともに、父親同士の交流の楽しさを伝える。

43	男女の差なく家庭生活をおくることのできる支援や学習機会の提供	幼児保育課	男女差なく家庭生活をおくる習慣を身につけさせるとともに、指導をする立場である保育士に関連する研修への参加を促す。	平時の保育の中で男女差別なく身の回りのことができるよう指導している。併せて男女双方の保育士に対して研修への参加を促し、計436名(5回実施 男性14人 女性 422人 延べ人数)の参加を得た。	研修の参加と継続した受講が重要なため、今後も様々な研修への参加を促す。	A	1,2,3,6,7,8,9	男女差なく家庭生活をおくる習慣を身につけさせるとともに、指導をする立場である保育士に関連する研修への参加を促す。
		こども支援課/子育て支援センター	児童センターと連携を図り、パパサロンを実施することで、父親の育児参加を促すとともに、父親同士の交流の楽しさを伝える。	【パパサロン】 H30年4月からH31年3月まで毎月1回実施(12回)参加者数:207人(父:97、こども:110) ・ふれあい遊び・安全に関する話・手形スタンプ・手作りおもちゃ・水遊び・リズム触れ合い遊び・からだ遊び・楽器づくり・触れ合い遊び・子どもへの言葉がけのヒント・座談会・手形スタンプ		A	1,2,3,4,6,7,8,9	H30年同様。毎月実施。父親の育児参加を促す。父親同士の交流の楽しさを伝える。
		高齢者支援課	30年度も引き続き生涯大学校への広報活動や推薦を検討する。	入学に関する広報活動を行った結果、男性1名、女性3名の計3人の入学推薦を受け付けた。	県が実施している事業のため、情報を共有していくことが必要である。	A	1,3,6,8,9	31年度も引き続き生涯大学校への広報活動や推薦を検討。
		生涯学習推進課	家庭生活に関する講座や研修を実施する。	子どもの発達時期に応じ、家庭教育に関する講座を各学習センター(公民館)で開催した。	子育て世代の参加に対する働きかけを積極的に行う。	A	2,4,7,8	引き続き家庭生活に関する講座や研修を実施する。

具体的施策		イ 地域活動への男女共同参画の推進						
事業No	事業等	所属所名	30年度の実績内容	30年度の実績内容	課題・調整事項等	事業実施度	男女共同参画の視点	令和元年度の実績内容
44	ボランティア活動など地域社会への参加の促進	市民活動推進課	市民活動フェスタについては、引き続き「男女きらりフェスタ」と同日に開催することとし、市民や地域団体等に男女共同参画の推進を行う。	市民活動フェスタを、男女共同参画室が実施している男女きらりフェスタと同日に開催することで、男女がともに地域活動に参加できる環境づくりや、男女共同参画の推進を行っている団体がその他の地域団体等との交流を深められるようにした。また、男女共同参画室と男女共同参画関係団体の新たな取組みとして、アウェアネスリボンの周知活動を行った。	両フェスタを同日開催することはよいが、その中で男女共同参画の推進を行っている団体が、自団体の活動内容をどう表現するかは工夫が必要となる。	B	2,3,4,7,9	引き続き、市民活動フェスタと男女きらりフェスタを同日開催することを検討し、市民や地域団体等に男女共同参画の推進を行う。
45	曜日や時間帯に配慮した各種相談、説明会、講演会等の実施	男女共同参画室	より多くの人に参加できるよう講演会等の開催日時に配慮し、保育付きで実施していく。	未就学児がいる親が参加しやすいよう男女共同参画週間事業の講演会を土曜日開催(6/23)とするとともに、保育付きで実施した(参加者 130名、保育利用16名)。	参加者からのアンケート結果をもとに、市民ニーズを踏まえた事業を実施していく必要がある。	A	3,4,8	多くの人に参加できるよう講演会等の開催日時に配慮し、保育付きで実施していく。

目標No	4	女性に対するあらゆる暴力の根絶
------	---	-----------------

施策の基本的方向	(1)	ドメスティック・バイオレンス（配偶者やパートナー等からの暴力）等対策の推進
----------	-----	---------------------------------------

具体的施策	ア	関係機関の連携の推進
-------	---	------------

事業No	事業等	所属所名	30年度の実績内容	30年度の実績内容	課題・調整事項等	事業実施度	男女共同参画の視点	令和元年度の実績内容
46	庁内体制の整備	男女共同参画室	庁内の関係各課とDVに関し、情報共有を行い、連携を図る。	個別ケース会議に参加し連携を図った。DV関係各課の担当職員を対象に、被害者保護と理解に関する研修を実施した【DV被害者対応職務関係者研修】(男性7名、女性20名 計27名)。	庁内の関係各課との連携の認識の統一を図る。	A	1,4,5,6,7,9	庁内の関係各課とDVに関し、情報共有を行い、連携を図る。
47	民間施設や社会福祉施設等との連携	男女共同参画室	DV被害者支援のため、民間施設や公共施設と連携する。	関係各課と連携を図り、緊急時の適切な対応(シェルター入所4名:県シェルター4名、民間シェルター0名)を行った。	DV被害者等の個人情報保護の徹底を行う。	A	1,4,5,6,7	DV被害者支援のため、民間施設や公共施設と連携する。
48	DV対策ネットワークの構築	男女共同参画室	DV被害者支援に係る関係機関及び団体等で構成されるDV被害者支援連絡会議に出席し、被害者への対応事例などについて意見交換し、庁内外における連携を行う。	DV被害者支援に係る関係機関及び団体等で構成されるDV被害者支援連絡会議に出席し、被害者への対応事例などについて意見交換し、庁内外における連携の参考とした。	民間施設(シェルター)は、被害者の安全確保のため、所在地等が非公開となっており、情報収集が困難である。	A	1,4,5,6,7	DV被害者支援に係る関係機関及び団体等で構成されるDV被害者支援連絡会議に出席し、被害者への対応事例などについて意見交換し、庁内外における連携を行う。

具体的施策	イ	相談体制の充実
-------	---	---------

事業No	事業等	所属所名	30年度の実績内容	30年度の実績内容	課題・調整事項等	事業実施度	男女共同参画の視点	令和元年度の実績内容
49	相談体制の充実	男女共同参画室	毎週水曜日に行っている女性のための相談について、庁内外に周知するとともに関係機関との連携を強化する。	毎週水曜日に「女性のための相談」を実施し、年間145件の相談に対応した。子どもへの虐待を伴うDV相談は、虐待担当職員も相談に同席してもらうなど、庁内連携を図った。	男性による相談は、対応していないため、県男女共同参画センターの男性電話相談を紹介している。	A	1,3,4,5,6,7,9	子どもへの虐待を伴うDV相談は、虐待担当職員も相談に同席してもらうなど、庁内連携の充実を図る。
50	配偶者暴力相談支援センターの設置に関する検討	男女共同参画室	県内で配偶者暴力相談支援センター機能を持つ自治体から設置に関する情報収集を行う。	県内で配偶者暴力相談支援センター機能を持つ自治体から設置に関する情報収集を行った。	センターの設置場所の確保、設置費用や職員(専門職)の配置など、設置に向けて多くの課題がある。	B	1,4,5,6	県内の設置自治体に対して情報収集を行うとともに、設置に向けての課題を整理する。

具体的施策		ウ 被害者の保護・自立支援							
事業No	事業等	所属所名	30年度の実績内容	30年度の実績内容	課題・調整事項等	事業実施度	男女共同参画の視点	令和元年度の実績内容	
51	被害者の保護・自立支援	男女共同参画室	被害者の保護と自立支援のために関係各課が情報共有を行い、連携体制を充実させるとともに、県で行っている自立支援セミナー参加を促す。	関係各課と連携を図り、緊急時の適切な対応を行った。また、県男女共同参画センター主催の自立支援講座への参加を相談の中で促した。	相談者に情報提供はできているが、相談者、加害者が自立支援セミナーを受講するまでには至っていない。	A	3,4,5	被害者の保護と自立支援のために、関係各課が情報の共有を図り、連携体制を充実させる。	

具体的施策		エ 被害者の子どもの保護と支援							
事業No	事業等	所属所名	30年度の実績内容	30年度の実績内容	課題・調整事項等	事業実施度	男女共同参画の視点	令和元年度の実績内容	
52	被害者の子どもに配慮した保護、支援の実施	男女共同参画室	女性サポートセンターや児童相談所、母子自立支援施設等と連携をとりながら、支援の充実を図る。	緊急を要する保護に対応できるように女性サポートセンターや児童相談所、母子自立支援施設児童虐待防止対策等地域協議会の実務者会議や個別支援会議に参加し、関係機関との連携を図った。	女性サポートセンターや児童相談所、母子自立支援施設等の情報が少ない。	A	4,5,6,7	引き続き緊急を要する保護に対応できるように女性サポートセンターや児童相談所、母子自立支援施設等と連携、児童虐待防止対策等地域協議会の実務者会議や個別支援会議に参加し、関係機関との連携を図る。	
		こども総合相談室	被害者である親が、加害者と離れた後の生活を具体的にイメージできるように、社会資源の活用を提案しながら、子どもの安全や安定した生活を守ることを視点として、面接等をしていく。	DV被害で悩んでいる相談者に、相談支援を行い、必要に応じて専門的な相談先を案内した。また、DV被害者から逃れて避難先で新生活を始める相談者を、転居先でも引き続き相談支援等受けられるように、相談者の了解を得て、転居先に情報提供した。配偶者等の暴力の相談件数 9件	被害者である親の考えや意向で子どもが振り回される。	A	1,4,5,6,7	室の相談技術の向上を図り、DVの子どもへの影響を相談者が理解し、子どもの安全と安心を視点に考え、室員が相談支援を行うことを共通認識し、被害者の子どもの支援の充実を図る。	

具体的施策		オ ドメスティック・バイオレンス等に対する社会認識の形成、啓発							
事業No	事業等	所属所名	30年度の実績内容	30年度の実績内容	課題・調整事項等	事業実施度	男女共同参画の視点	令和元年度の実績内容	
53	ドメスティック・バイオレンスについての研修等の実施	男女共同参画室	市内中学校2校にデートDV予防セミナー、市職員対象にDV被害者保護に関する研修を行う。	市内中学校2校の生徒を対象にデートDV予防セミナーを実施した(鎌中 524名・五中 474名 計 988名)。職員研修は、男性7名、女性20名 計27名の参加が得られた。【733名中152名が受講済み、約20.7%】	セミナーの開催時間によっては、庁内の勤務形態によって参加しにくい場合もあるので、開催時間帯も検討が必要。	A	1,4,5,6,7	市内中学校2校(二中・三中)にデートDV予防セミナー、市職員対象にDV被害者保護に関する研修を行う。	

施策の基本的方向		(2) セクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）等防止対策の推進							
具体的施策		ア セクシュアル・ハラスメント等防止対策及び啓発事業の推進							
事業No	事業等	所属所名	30年度の取組内容	30年度の実績内容	課題・調整事項等	事業実施度	男女共同参画の視点	令和元年度の実績内容	
54	セクシュアル・ハラスメント等を理解するための学習会の実施	人事室	全職員の受講を目標として毎年ハラスメント(セクシュアルハラスメント・パワーハラスメント)防止研修を実施する。	ハラスメント(セクシュアルハラスメント・パワーハラスメント)防止研修を実施し、27名(男性10名、女性17名)が参加したことにより、正規職員の受講率は85%となった。また、消防職員に対するハラスメント防止研修を実施し、80名が参加した。	職場におけるハラスメントの形態は近年、多様化しており、これまでハラスメント研修で取り扱ってきたパワハラ、セクハラに、その他のハラスメントの要素を追加することについて検討する必要がある。	A	1,4,5,6,7,9	全職員の受講を目標として毎年ハラスメント(セクシュアルハラスメント・パワーハラスメント)防止研修を実施する。	
		商工振興課	セクシャル・ハラスメントに関するパンフレット等の配布を行う。	県が行っている「無料労働相談会」に関するチラシ等を配架するほか、無料職業紹介所でも市民に対して直接周知を行うなど、相談場所の周知を図った。	昨年に引き続き、できるだけ多くの事業所等に周知を図る必要がある	A	3,4,5,8,9	セクシャル・ハラスメントに関するパンフレット等の配布を行う。	
		男女共同参画室	「マタニティ・ハラスメント」に関する職員研修を実施する。	H31.2.8 係長職以上の市職員を対象に「マタニティ・ハラスメント防止対策セミナー」を実施。「マタハラ」に特化した研修会は3回目。男性17名、女性4名の計21名を参加を得て、女性も男性も働きやすい職場づくりに資する講座となった。	セミナーの開催時間によっては、庁内の勤務形態によって参加しにくい場合もあるので、開催時間帯も検討が必要。	A	1,4,6,9	31年度もマタニティ・ハラスメント防止対策セミナーを実施し、ハラスメント等防止対策及び啓発事業の推進を図る。(H31から人事室にセミナー移管)	
55	セクシュアル・ハラスメント等に関する調査の実施	男女共同参画室	次回調査を平成31年度に実施予定。					次期計画策定に係る職員・教職員アンケートを通じてセクシュアル・ハラスメントの調査を実施する。	
56	防止対策の推進	人事室	ハラスメント苦情相談員及び苦情処理委員会の設置、研修の実施によりハラスメントの防止を図る。	ハラスメント苦情相談員及び苦情処理委員会の設置、研修の実施によりハラスメントの防止を図った。平成30年度のセクシャルハラスメント(性的嫌がらせ)等に関して、苦情相談員を通じた人事室への報告件数は0件だった。	職場におけるハラスメントの形態は近年、多様化しており、これまでハラスメント研修で取り扱ってきたパワハラ、セクハラに、その他のハラスメントの要素を追加することについて検討する必要がある。	A	2,3,6,7,9	ハラスメント苦情相談員及び苦情処理委員会の設置、研修の実施によりハラスメントの防止を図る。	
		商工振興課	セクシャル・ハラスメントに関するパンフレット等の配布を行う。	県が行っている「無料労働相談会」に関するチラシ等を配架するほか、無料職業紹介所でも市民に対して直接周知を行うなど、相談場所の周知を図った。	できるだけ多くの事業所等に周知を図る必要がある	A	3,4,7,8,9	セクシャル・ハラスメントに関するパンフレット等の配布を行う。	

目標No	5	男女共同参画の視点に立った教育の充実
------	---	--------------------

政策の基本的方針	(1)	男女共同参画を推進する教育・学習の充実
----------	-----	---------------------

具体的施策	ア	学校教育における男女共同参画教育の推進
-------	---	---------------------

事業No	事業等	所属所名	30年度の実績内容	30年度の実績内容	課題・調整事項等	事業実施度	男女共同参画の視点	令和元年度の実績内容
57	男女共同参画教育の推進	指導室	各学校の実態に応じ、児童生徒の生活に根ざした男女共同参画教育の充実を全教育活動を通して行う。	全教育活動を通して、男女平等意識を推進していく指導の充実を図った。	日常のあらゆる場面を対象としているため、意図や計画性が曖昧にとらえられやすい。大まかな指導の時期とねらいを明確にして取り組むとともに、定期的な見直しの必要がある。	A	1,3,4,7	各学校の実態に応じ、児童生徒の生活に根ざした男女共同参画教育の充実を全教育活動を通して行う。
58	性別にとらわれない進路指導の充実	指導室	児童生徒一人一人の個性を尊重し、性別にとらわれないキャリア教育、特に社会体験学習の充実を図る。	児童生徒一人一人の個性を尊重し、性別にとらわれないキャリア教育、特に社会体験学習の充実を図った。	児童生徒一人一人の希望や状況等、実生活に根ざした社会体験学習の充実に取り組む。新たな事業所の開拓と円滑なコーディネートを進める。	A	1,2,4,7,8,9	引き続き児童生徒の個性を尊重しながら、性別にとらわれないキャリア教育、特に社会体験学習の充実を推進する。

具体的施策	イ	生涯学習における男女共同参画の推進
-------	---	-------------------

事業No	事業等	所属所名	30年度の実績内容	30年度の実績内容	課題・調整事項等	事業実施度	男女共同参画の視点	令和元年度の実績内容
59	家庭教育セミナーや親子教育等の実施	こども支援課/子育て支援センター	中央公民館と共催で家庭教育セミナー家族カウンセラー宮本まき子氏による「子育て&三世代のかかわり方マナーブック」を実施	【家庭教育セミナー】 11月8日(木)中央公民館と共催で実施 家族カウンセラー宮本まき子氏による「子育て&三世代のかかわり方マナーブック」 参加者数:22名(女性) 保育:3名	/	A	1,2,3,6,7,8,9	中央公民館と共催で家庭教育セミナーを11月に実施。
		生涯学習推進課	各学習センターにおいて家庭教育セミナーや親子教室等を引き続き実施し、内容の充実を図る。	各学習センター(公民館)において、乳幼児期対象の家庭教育セミナーや親子セミナー等を開催した。 ※ 乳幼児対象として、4か月検診ブックスタート事業時に、待ち時間を利用し本の紹介を実施することにより、内容の充実を図った。		B	3,4,7,8	各学習センターにおいて家庭教育セミナーや親子教室等を引き続き実施し、内容の充実を図る。
60	男性の子育てのセミナーや研修の実施	生涯学習推進課	「家庭川柳」をショッピングセンターや学習施設に展示する。	「家庭川柳」をショッピングセンターや学習施設に展示した。	男性だけに特化した子育てセミナーの実施は難しいので、男性の多く集まる機会を見つけ、「子育て情報」を発信していく必要がある。	A	2,3,7	「家庭川柳」の中で、お父さん向けのものを抜粋し、「お父さん川柳」の企画展示する。

61	ライフステージに応じた学習の推進	生涯学習推進課	高齢者向けのIT講習や若年者向けの講習など、各世代のニーズに合った事業を実施する。	市民セミナー(東部・中央)、タウンセミナー(北部)等を各学習センター(公民館)において開催した。	対象の世代にあった事業の企画・立案を行う。	A	1,2,3,4,6,9	高齢者向けのIT講習や若年者向けの講習など、各世代のニーズに合った事業を実施する。
62	団体、グループ、サークルの育成と支援	生涯学習推進課	サークル発表会(公民館まつり)等を開催し、指導者育成を図る。	各学習センターにおいてサークル発表会、ふれあいまつり等を実施した。その準備の中で、地域を盛り上げるための祭りの位置づけについて各団体にお知らせすることで、指導者養成を目指した。	「おやじの会」は、会員数の減少や新規会員がなかなか集まらないという課題を抱えており、活動内容を広くPRするなどの広報活動が必要である。	B	1,2,3,4	サークル発表会(公民館まつり)等を開催し、指導者育成を図り、「おやじの会」の活動状況を調査し、現状の把握に努める。

具体的施策		ウ 教育関係者に対する男女共同参画研修の充実							
事業No	事業等	所属所名	30年度 of 取組内容	30年度 of 実績内容	課題・調整事項等	事業実施度	男女共同参画の視点	令和元年度の取組内容	
63	男女共同参画教育のための教職員研修	指導室	県主催研修会への参加の他、市主催の不祥事防止研修会やモラルアップ研修会を実施する。	県主催研修会への参加の他、市主催の不祥事防止研修会やモラルアップ研修会を実施した。	若手職員への丁寧かつ継続的な周知の取組が必要である。また、定期的に校内体制の点検・見直しが必要である。	A	1,2,3,4,5,7	県主催研修会への参加の他、市主催の不祥事防止研修会やモラルアップ研修会を実施する。	
64	男女共同参画のための指導者研修	男女共同参画室	次回調査を平成31年度に実施予定。					次期計画策定に係る職員・教職員アンケートを通じて研修の調査を実施する。	
		生涯学習推進課	読み聞かせボランティアアドバンス研修会「絵本ができるまで」、生涯学習職員研修会については生涯学習関係職員と市民を対象として、生涯学習講演会「あなたは気持ちを言葉で表していますか?」を開催。職員や市民の興味を惹く内容を設定した。	生涯学習講演会を、生涯学習関係職員や市民を対象に実施した。※生涯学習講演会「あなたは気持ちを言葉で表していますか?」(参加者数・男12名、女25名、計37名)・読み聞かせボランティアアドバンス研修「絵本ができるまで」を実施した(参加者数・男1名、女57名、計58名)。	生涯学習職員研修会の企画にあたっては、「社会課題への対応」という視点を、より強く持ち、検討する必要がある。	B	2,3,6,9	読み聞かせボランティアアドバンス研修会については、同様の内容で継続し、生涯学習職員研修については職員や市民の興味を惹く内容を設定する。	

目標No	6	男女共同参画の視点に立った安心・安全なまちづくり
------	---	--------------------------

施策の基本的方向	(1)	男女共同参画の視点にたった環境の整備
----------	-----	--------------------

具体的施策	ア	性差に配慮した防犯環境の改善・整備
-------	---	-------------------

事業No	事業等	所属所名	30年度の実績内容	30年度の実績内容	課題・調整事項等	事業実施度	男女共同参画の視点	令和元年度の実績内容
65	地域ぐるみの防犯意識の醸成	安全対策課	関係機関と連携し、防犯サテライト事業を中心としたキャンペーン等を行い、女性や高齢者が被害者となりやすいひったくりや電話de詐欺等の防止を図るとともに、防犯意識の醸成を図る。	防犯サテライト事業として、防犯キャンペーンを実施。防犯協会の協力を得て、地区の敬老会や様々な場所で11回、詐欺の実演や防犯クイズ等を行い、防犯グッズを配布し、防犯意識の醸成を図った。	地域安全活動を効果的に推進するため、関係機関との連携を通じて防犯協会組織の強化や、パトロール隊の加入促進、住民の防犯意識の継続的な醸成が必要。	A	1,4,5,9	関係機関と連携し、防犯サテライト事業を中心としたキャンペーン等を行い、女性や高齢者が被害者となりやすいひったくりや電話de詐欺等の防止を図るとともに、防犯意識の醸成を図る。
66	防犯灯の維持管理費の助成	安全対策課	自治会等の管理団体が管理する防犯灯の維持管理及び新設時に助成を行う。H30年度は、8, 246灯の維持管理及び184灯の新設に対し助成を予定。	H30年度、防犯灯8, 181灯の維持管理及び182灯(全てLED)の新設に対し助成を行った。	リースを活用した防犯灯の一括LED化に向け、市による一元管理体制の開始、LED防犯灯への切替工事、独立柱の建替え等を行う。	A	3,5,9	自治会等の管理団体が管理する防犯灯の維持管理に助成を行う。H31年度は、8, 316灯の維持管理に対し助成を予定。新設については、リースによる市の一括管理に伴い、団体等からの要望に基づき市が設置する。34灯新設予定。また、防犯灯の現況調査や団体から市への移管手続きを行う。
67	環境浄化活動の推進	生涯学習推進課	・情報をもとにした効果的な指導活動の実施。 ・「こども110番の家」の市民への周知及び協力者の意識の啓発。 ・子ども安全メールによる効果的な安全情報の提供。	「こども110番の家」の設置個所を増やし、地域での子どもの安全を見守る意識の啓発に努めた。 ※30年度34箇所増の計1, 375箇所	既存協力者の移動等を迅速に把握するとともに、学区による偏りを減らす必要がある。	A	1,4,9	・情報をもとにした効果的な指導活動の実施。 ・「こども110番の家」の市民への周知及び協力者の意識の啓発。 ・子ども安全メールによる効果的な安全情報の提供。

具体的施策	イ	男女とも利用しやすい公共施設の整備
-------	---	-------------------

事業No	事業等	所属所名	30年度の実績内容	30年度の実績内容	課題・調整事項等	事業実施度	男女共同参画の視点	令和元年度の実績内容
68	男女とも利用しやすい公共施設の整備	男女共同参画室	男女ともに利用しやすい公共施設補整備が進むよう、職員に対し男女共同参画の視点で事業展開できるよう研修の機会等を設ける。	10月に市職員を対象に男女共同参画に係る研修を開催した。新規職員研修と合同実施し、43名の参加が得られた。	セミナーの開催時間によっては、庁内の勤務形態によって参加しにくい場合もあるので、開催時間帯も検討が必要である。	A	1,4,6,7,9	男女ともに利用しやすい公共施設補整備が進むよう、職員に対し男女共同参画の視点で事業展開できるよう研修の機会等を設ける。

策の基本的方針		(2)	男女共同参画の視点にたった防災（災害復旧）対策					
具体的施策		ア	男女共同参画の視点にたった防災（災害復旧）対策					
事業No	事業等	所属所名	30年度の取組内容	30年度の実績内容	課題・調整事項等	事業実施度	男女共同参画の視点	令和元年度の実績内容
69	地域防災計画への女性の参画	安全対策課	防災講話等の機会に地域防災計画の説明をする際に、当該計画が男女共同参画の視点に立っていること等にふれる。	防災講話、自主防災訓練、避難所運営委員会において、地域防災計画が男女共同参画の視点に立っていることを説明した。		A	2,4,5,9	防災講話等の機会に地域防災計画を説明する際、当該計画が男女共同参画の視点に立っていることによりふれる。
70	消防団への女性の参画	警防課	平成29年度に引き続き、安全対策課と情報共有を図り、女性消防団員の自主防災訓練への指導参加を推進する。	①自主防災訓練の主管課である安全対策課と、実施日や内容を共有し、女性部各位に情報提供を行った。各地域の消防団が参加する自主防災訓練のうち、3件4名の女性消防団員が指導参加した。 ②救命率向上のため、市民が参加する救命講習に、54件66名の女性消防団員が指導参加した。 ③女性消防団員の活性化を図り、意識の高揚と相互の情報共有を進めるため、千葉県消防協会が開催する女性消防団員活性化シンポジウムに3名の女性消防団員が参加した。 ※女性消防団は総数11名、男性消防団は総数146名(女性比率 約7.5%) 平成31年3月31日現在数	女性消防団は、平成27年に発足以来、火災予防や応急手当の普及、指導により、地域住民とより接した活動を展開することで、地域防災力の強化を図っていたが、災害活動に関する具体的な取り決めを定めていないため、内規等を制定する必要がある。	A	1,2,3,4,5,6,7,9	平成30年度に引き続き、安全対策課と情報共有を図り、女性消防団員の自主防災訓練への指導参加を推進する。また、救命率の向上を図るため、市民等が参加する救命講習の指導を行う。

目標No 7 だれもが生涯を通じて健康に暮らせる支援の充実

政策の基本的方針	(1)	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の推進
具体的施策	ア	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの学習機会の提供

事業No	事業等	所属所名	30年度 of 取組内容	30年度 of 実績内容	課題・調整事項等	事業実施度	男女共同参画の視点	令和元年度の取組内容
71	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの学習の実施	男女共同参画室	「リプロ(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)」についての啓発を図るため、情報誌を購入し、センターでの貸出を検討するとともに、様々な研修の際に、説明を行い、理解向上に努めていく。	女性問題に特化した情報誌を購入し、理解向上に努めた。また、センターには関連するチラシを配架した。	用語自体聞きなれないため、セミナー等のメインテーマとするのは難しい。	B	4,5,9	「リプロ(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)」についての啓発を図るため、情報誌を購入し、センターでの貸出を検討するとともに、様々な研修の際に、説明を行い、理解向上に努めていく。
		こども支援課/子育て支援センター	乳児ふれあい交流事業 鎌ヶ谷高校 8回 鎌ヶ谷西高校 7回 健康増進課ライフワークバランス事業と同日開催	【乳児ふれあい交流】 ①鎌ヶ谷高校 8回実施 延べ参加者数387人(うち4人父親)の乳幼児親子参加 保護者192人・子ども195人 ②鎌ヶ谷西高校 7回実施 延べ参加者数288人(うち2人父親)の乳幼児親子参加 保護者141人・子ども147人 ※両事業とも、ライフデザイン事業として健康増進課がかかわる。 ※鎌ヶ谷中学校は、日程調整がうまくできず、中止となる。	学校は新年度にならないと日程調整ができない。調整の難しさがある。また、回数が短期間にあるため、参加親子を募るのが大変である。感染症発生時の対応に対するの共通理解が必要である。学校との連携の強化と職員の共通認識が必要である。	A	1,2,4,6,7,9	平成30年度同様。ライフデザイン事業として健康増進課がかかわっていく。
		健康増進課	新しいプログラムで、マタニティ教室を実施する。仕事、結婚、妊娠、出産、育児等の情報や知識を得、具体的な将来像を描けるようライフデザイン啓発冊子を作成し、20歳を迎える市民へ発送する。さらに、効果測定としてアンケートを実施する。	ウェルカムベビースクール24回/年。延べ参加者 妊婦403人 夫137人。夫の妊婦疑似体験や育児参加について等の内容で実施した。プログラムを見直した結果、妊婦同士の交流のためのグループワークの内容を身近なものに変更し、新たに保育園情報をわかりやすく伝えるための媒体を作成するなど、新たな情報提供等を行うことができた。ライフデザイン啓発冊子は、新成人等の2,454人に配布し、アンケートの結果89.5%が自分の将来を考えるきっかけとなったと答え、一定の効果があつた。また、ライフデザイン啓発冊子を婚姻届け提出時等に配布するとともに、婚活セミナー2回・22人や高校生への教育(15回・600人)を行った。さらに、小学校4校486人、中学校2校361人にも、ライフデザイン教育を行った。	ウェルカムベビースクールやライフデザイン啓発冊子について、ニーズに合うよう改善していく必要がある。	A	1,2,3,4,5,6,7,8,9	ライフデザイン啓発冊子については、31年度も20歳を迎える市民に発送するとともに、婚活事業参加者や婚姻届け提出時にの配布も継続し、各自がライフデザインについて考えられるよう啓発を行う。小中学生及び高校生を対象とした、赤ちゃんふれあい体験事業等を継続し、ライフデザイン教育を実施する。
		指導室	教育相談の機会を積極的に活用しながら、男女ともに、発達段階に応じた体のしくみや衛生、自己管理の重要性について理解を促し、自他の存在を大切にすることを意識の浸透を図る。	男女ともに、発達段階に応じた体のしくみや衛生、自己管理の重要性について理解を促し、自他の存在を大切にすることを意識の浸透を図った。	人間関係が薄れ、生活体験が乏しくなっている中、実感を持った理解につながる指導を意識していく。性教育全体について、さらなる相談及び理解啓発活動の充実が必要である。	A	2,3,4,8	教育相談の機会を積極的に活用しながら、男女ともに、発達段階に応じた体のしくみや衛生、自己管理の重要性について理解を促し、自他の存在を大切にすることを意識の浸透を図る。

施策の基本的方針		(2)	性差に配慮した健康の維持増進						
具体的施策		ア	性差に配慮した健康の維持増進						
事業No	事業等	所属所名	30年度の実績内容	30年度の実績内容	課題・調整事項等	事業実施度	男女共同参画の視点	令和元年度の実績内容	
72	思春期における健康支援	健康増進課	思春期健康教育、思春期保健学習会、思春期ネットワーク事業を実施する。思春期教育マニュアルを活用する。	思春期教育 小学校4校486人、中学校2校361人。思春期ネットワーク連絡会 2回/年。思春期講演会 初富小学校にて児童と保護者・教員向けの講演会を実施。思春期教育マニュアルは、思春期ネットワーク会議等で学校職員に周知を行った。	思春期教育の拡充、関係機関との連携強化	A	1,2,3,4,5,6,7,8,9	各自の健康について考える機会となる思春期健康教育、思春期保健学習会、思春期ネットワーク事業を実施する。子どもに関わる人達が、誰でも健康支援ができるよう、引き続き、思春期教育マニュアルの周知を図り活用するとともに、必要時改訂していく。	
		指導室	保健体育指導や生き方の指導を通じて、性差に配慮した健康の維持増進や価値観について、児童生徒の実生活に根ざした指導を行うとともに、教育相談体制の充実を図る。	保健体育指導において、それぞれの児童生徒の実態に応じた指導方法や内容の取扱い等を検討し、実施した。また、性差に配慮した健康の維持増進や価値観について、児童生徒の実生活に根ざした指導を行うとともに、教育相談体制の充実を図った。	保健体育指導の研修会に積極的に参加し、指導の充実をより一層図っていく必要がある。必要な情報提供が円滑に行えるよう、生徒指導に関する組織的な連携を継続していく。	A	1,3,4,7	保健体育指導や生き方の指導を通じて、性差に配慮した健康の維持増進や価値観について、児童生徒の実生活に根ざした指導を行うとともに、教育相談体制の充実を図る。	
73	妊娠・出産期における健康支援	健康増進課	保健師、助産師による妊婦の全数面接を継続、マタニティ教室、妊産婦訪問指導等を実施し、個々の状況に応じた健康支援をする。	妊婦面接717人。妊産婦訪問及び保健指導は実688人、延べ744人。ウェルカムベビースクールのパパママ教室参加者137組。に対し、個々の状況に応じた健康支援をした。また、産後ケア事業や産前産後サポート事業を実施した。	産後ケア事業・産前産後サポート事業の周知とニーズに合わせた改善。	A	1,3,4,5,6,7,8,9	保健師・助産師による妊婦の全数面接を継続、ウェルカムベビースクール、妊産婦訪問指導等を実施し、個々の状況に応じた健康支援をする。産後ケア事業・産前産後サポート事業を引き続き実施し、切れ目のない支援を行う。	
74	性差に配慮したライフステージごとの健康支援	健康増進課	乳がん検診、子宮がん検診を実施する。また受診しやすい体制を検討する。女性のための健康講座を実施する。	乳がん検診3,789人、子宮がん検診3,441人受診。子宮がん検診については、検診期間を2期に分け、受診者が集中する期間の緩和を図った。女性のための健康講座を食事や生活の内容充実させ3回実施、延70人参加。	検診：受診者増加のための周知方法や利用のしやすさの検討。 健康教育：教育内容の検討。	A	1,3,4,5,6,8,9	乳がん検診、子宮がん検診を実施し、受診しやすい体制を構築する。女性のための健康講座に変えて、赤ちゃんサロンや就学時健診等で母親に対して健康教育を実施し、早い段階で自分の身体に関心が持てるよう働きかける。	

策の基本的方	(3)	性差に配慮した高齢者・障がい者の自立支援							
具体的施策	ア	性差に配慮した高齢者の自立支援							
事業No	事業等	所属所名	30年度の取組内容	30年度の実績内容	課題・調整事項等	事業実施度	男女共同参画の視点	令和元年度の実績内容	
75	介護や自立のための情報提供・啓発・セミナーの実施	高齢者支援課	平成30年度も引き続き2回の開催を予定する。	介護者教室を2回実施し、歯磨きの介助の方法などを学習した。51名が参加。男性の参加者は16名。	チラシ等を配布することで、利用者、特に男性参加者を増やしていきたい。男女問わず興味のある情報の提供が必要。	A	1,2,3,4,6,7,9	平成31年度は3回の開催を予定。	
		生涯学習推進課	高齢者向けの事業「東部シニア倶楽部」、「北部シルバーカレッジ」などで健康管理や介護に関する講座を実施するとともに、まなびい大学の講師派遣メニューに同様の内容の講座を設ける。	各学習センター(公民館)において、高齢者向け事業を実施した。まなびい大学講師派遣メニューに同様の内容の講座を設けていないが、健康管理や介護に関する講座を実施した。	参加希望者が多数のため、初めての申し込みの方に配慮している。	B	2,3,4,6,7,9	高齢者向けの事業「東部シニア倶楽部」、「北部シルバーカレッジ」などで健康管理や介護に関する講座を実施するとともに、まなびい大学の講師派遣メニューに同様の内容の講座を設ける。	
76	介護や自立のための相談	高齢者支援課	平成30年は、グループホームの訪問回数を増やす。また、介護相談員の周知に努める。	グループホームへの訪問回数は3か月に一度であったが、2か月に1回とし、回数を増やすことでサービスの質の向上、利用者の意見を取り入れる機会が増えた。訪問施設全てに介護相談員のポスターを配布し、周知を促した。	施設、介護相談員、行政が連携を密に行い、情報の共有が必要。	A	1,2,3,4,5,6,7,9	新設された特別養護老人ホームへの訪問を開始する。	

具体的施策	イ	性差に配慮した障がい者の自立支援							
事業No	事業等	所属所名	30年度の取組内容	30年度の実績内容	課題・調整事項等	事業実施度	男女共同参画の視点	令和元年度の実績内容	
77	介護や自立のための情報提供・啓発・セミナーの実施	障がい福祉課	コミュニケーション支援充実のため手話奉仕員等の講習は必須事項として引き続き実施する。	平成30年度は、手話奉仕員養成講座を開催(参加者11人、女性のみ)。健聴者のための初級の手話講習会を開催(参加者12名、女性のみ)。難聴者のための手話講習会を開催(参加者女性7人、男性1人)。筆談力養成のための聞こえのサポーター講座を開催(参加者10人、女性のみ)。	支援事業の充実のために、講座の実施は必須である。	A	1,3,6,9	コミュニケーション支援充実のため手話奉仕員等の講習は必須事項として引き続き実施する。	
78	介護や自立のための相談	障がい福祉課	窓口の相談強化に加え、市内外における相談事業所の周知、地域活動支援センターへの相談事業の充実に努める。また、平成29年度に設置した基幹相談支援センターの相談受付機能の強化を図る。	八千代地域活動支援センター、サポートネット鎌ヶ谷、もくせい園に委託し相談業務を実施した(相談件数延べ 11, 15 5件)。	市内外における相談支援事業所の相談件数が増加していることから、さらに相談支援事業の充実に努める必要がある。	A	1,3,5,7,9	窓口の相談強化に加え、市内外における相談事業所の周知、地域活動支援センターへの相談事業の充実に努める。	

目標No 8 男女共同参画推進体制の充実及び男女共同参画推進センター運営の充実

施策の基本的方向 (1) 男女共同参画推進体制の充実

具体的施策 ア 男女共同参画条例の制定

事業No	事業等	所属所名	30年度の実績内容	30年度の実績内容	課題・調整事項等	事業実施度	男女共同参画の視点	令和元年度の実績内容
79	男女共同参画条例制定に向けた条件整備	男女共同参画室	条例制定については、平成28年度に条件整備として検討を行った結果、懇話会の結論として、市民や団体において条例制定の気運の高まりがない中では、条例制定は行わず、まずは第2次実施計画の取組みを着実に進め、啓発を図っていくことで、検討は休止している。					

具体的施策 イ 推進体制の充実

事業No	事業等	所属所名	30年度の実績内容	30年度の実績内容	課題・調整事項等	事業実施度	男女共同参画の視点	令和元年度の実績内容
80	男女共同参画推進審議会の検討	男女共同参画室	審議会の設置は、条例制定と並行して検討していくものとしているため、検討休止。					
81	計画の進行管理及び結果の公表	男女共同参画室	進行管理表を作成し、男女共同参画計画の進捗状況の公表を行う。男女共同参画推進会議、男女共同参画推進懇話会において、計画の進行管理を行い、ホームページで結果を公表していく。	男女共同参画推進会議、男女共同参画推進懇話会において、計画の進行管理を行い、ホームページで結果を公表した。	男女共同参画推進のため、取組みの進捗状況によって、取組部署とのヒアリングを実施していく。	A	4,7,8,9	進行管理表を作成し、男女共同参画計画の進捗状況の公表を行う。男女共同参画推進会議、男女共同参画推進懇話会において、計画の進行管理を行い、ホームページで結果を公表していく。

具体的施策 ウ 施策の評価

事業No	事業等	所属所名	30年度の実績内容	30年度の実績内容	課題・調整事項等	事業実施度	男女共同参画の視点	令和元年度の実績内容
82	施策評価についての検討	男女共同参画室	男女共同参画推進懇話会を通じて事業の評価を行う。	計画に掲げる87の取組結果について、懇話会に報告し、外部評価を行った。		A	1,2,7,8,9	計画に掲げる87の取組について、男女共同参画推進懇話会を通じて事業の評価を行う。

策の基本的方	(2)	庁内における男女共同参画の推進						
具体的施策	ア	庁内推進体制の充実						
事業No	事業等	所属所名	30年度の実績内容	30年度の実績内容	課題・調整事項等	事業実施度	男女共同参画の視点	令和元年度の実績内容
83	鎌ヶ谷市男女共同参画推進会議の充実	男女共同参画室	男女共同参画推進会議で実施計画の進行管理を行う。	第2次実施計画進行管理について会議を開催した。	男女共同参画推進のため、取組みの進捗状況によって、取組部署とのヒアリングを実施していく。	A	1,4,6,7,8,9	男女共同参画推進会議で実施計画の進行管理を行う。

具体的施策	イ	市職員の男女共同参画意識の啓発						
事業No	事業等	所属所名	30年度の実績内容	30年度の実績内容	課題・調整事項等	事業実施度	男女共同参画の視点	令和元年度の実績内容
84	市職員研修の充実	人事室	男女共同参画研修を、職員研修の中で実施し、新規採用職員以外の職員にも参加を促す。	「男女共同参画はなぜ必要か」のテーマで、男女共同参画研修を、新規採用職員研修との合同で実施したが、新規採用職員以外の参加者は0人だった。	男女共同参画研修について、新規採用職員以外の職員の積極的に参加できるよう、周知方法の見直し等について検討を行う。	B	1,3,4,6,7	男女共同参画研修を、職員研修の中で実施し、新規採用職員以外の職員にも参加を促す。＜目標 参加者5名以上＞
		男女共同参画室	男女共同参画研修を職員研修の中で実施し、男女共同参画の意識啓発を促す。	男女共同参画推進計画の取組み及び必要性についての研修を行った。新規職員43名が受講した。	セミナーの開催時間によっては、庁内の勤務形態によって参加しにくい場合もあるので、開催時間帯も検討が必要である。	A	1,4,6,7,8,9	男女共同参画研修を職員研修の中で実施し、男女共同参画の意識啓発を促す。

策の基本的方	(3)	男女共同参画推進センター機能の充実						
具体的施策	ア	男女共同参画推進センター機能の充実						
事業No	事業等	所属所名	30年度の実績内容	30年度の実績内容	課題・調整事項等	事業実施度	男女共同参画の視点	令和元年度の実績内容
85	学習・研修、情報収集・提供、交流、調査の実施	男女共同参画室	センターで3回の教養講座を行い、市民に男女共同参画について学習機会の提供を行う。また、関連資料の提供に配慮し、その収集に努める。他のセミナー等事業の実施及び男女共同参画情報を発信する。	センターで3回の教養講座を行い、市民に学習機会の提供を行った。また、関連資料の提供に配慮し、その収集に努めた。セミナー等事業の実施及び男女共同参画情報を発信した。	閲覧用図書を充実させていくとともに、学習・研修機会の情報収集・提供に努める。男女共同参画に関するセミナーを実施し、実施に併せ男女共同参画推進センターをPRしていく。	A	1,3,6,7,8	センターで3回の教養講座を行い、市民に男女共同参画について学習機会の提供を行う。また、関連資料の提供に配慮し、その収集に努める。他のセミナー等事業の実施及び男女共同参画情報を発信する。

具体的施策		イ 男女共同参画関係団体への支援と協働							
事業No	事業等	所属所名	30年度の取組内容	30年度の実績内容	課題・調整事項等	事業実施度	男女共同参画の視点	令和元年度の実績内容	
86	男女共同参画関係団体との連携	男女共同参画室	男女共同参画関係団体ネットワーク会議の登録団体等に対し、国立女性教育会館(ヌエック)の研修参加を促す。 男女共同参画関係団体との協働イベントとして、市民活動推進センター登録団体と同日開催で男女きらりフェスタを実施する。	国立女性教育会館(ヌエック)の研修に、ネットワーク会議の登録団体等15名、市職員2名、合計17名が参加した。また、男女きらりフェスタを市民活動推進センター登録団体と実行委員会形式で実施した(同日開催)。フェスタには、ネットワーク会議の登録団体6団体が参加し、延べ約900名が来場した。	男女共同参画関係団体ネットワーク会議の拡充を図る。	A	1,2,3,4,6,7,8,9	男女共同参画関係団体ネットワーク会議の登録団体等に対し、国立女性教育会館(ヌエック)の研修参加を促す。 男女共同参画関係団体との協働イベントとして、市民活動推進センター登録団体と同日開催で男女きらりフェスタを実施する。	

具体的施策		ウ 男女共同参画推進センターの市民運営							
事業No	事業等	所属所名	30年度の取組内容	30年度の実績内容	課題・調整事項等	事業実施度	男女共同参画の視点	令和元年度の実績内容	
87	男女共同参画推進センターの市民運営検討	男女共同参画室	男女共同参画啓発事業一部委託の連続講座を開催する。市内団体育成・人材育成のためにセミナー等の情報提供を図る。	H28に公募型プロポーザルにより決定した業者(NPO)に対し、随契で男女共同参画啓発事業を一部委託することで、円滑に事業の実施が可能となった。連続講座を開催し、市内団体育成・人材育成を図った。 男女共同参画啓発事業について、一部委託を見直し、直営で実施することとした。これに伴い、NPO等の市民団体による男女共同参画推進センターの市民運営の検討は終了とし、直営による運営を行っていく。	NPO等の市民団体による男女共同参画推進センターの運営は、ミーティングテーブルの貸出業務などのセンターの運営のみならず、セミナー開催などを行うため、それを担える団体が存在しないし、そのような団体を育成していくには相当な時間がかかる。	B	1,2,3,4,6,7,8		

* 事業実施度: 担当課が自己評価した項目。

- A 実施できた
- B ある程度実施できた
- C ほとんど実施できなかった
- D 実施していない



* 男女共同参画の視点: 担当課が事業を実施するにあたり男女共同参画の視点で取組んだ項目

- 1 事業対象者の現状(男女別・年代別など)を把握した
- 2 事業の企画・立案・実施の際、男女双方の参画または意見を聞いた
- 3 男女双方にとって、利用しやすい配慮をした(情報の提供方法、時間帯、保育などの便宜等)
- 4 男女共同参画推進のため、関連部署等と連携した
- 5 性に起因する問題に配慮した(健康・防災分野に係るもの)
- 6 事業を利用・参加した人の男女別データが存在する
- 7 固定的な性別役割分担意識の解消に貢献した
- 8 ワーク・ライフ・バランスの啓発、促進に貢献した
- 9 事業分野における女性、男性の参画の促進に貢献した